

~~~~~ ○ ~~~~~  
午前11時13分 開議

○議長（松本英隆君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、議案43号から日程第5、議案第47号までを一括議題とします。

議案第43号から議案第47号について、文教厚生常任委員長から報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（三輪明広君）

文教厚生常任委員会は、12月15日に開会しました。

本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定しましたので会議規則第41条の規定により御報告申し上げます。

議案第43号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例については、賛成多数で可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

条例の改正に伴い、手続上、何が変わるのかとの問いに、福祉医療の事務の申請のときに紙の保険証をもって保険内容を確認していたが、電子上で確認できるようになる。また、添付書類による情報ネットワークから必要な情報提供を受けられるため利便性を高めるとの答弁でした。

議案第44号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

第24条の3の2項に出産の予定日を明らかにすることができる書類とあるが、どのような書類を想定しているのかとの問いに、母子手帳の提示を確認書類とするとの答弁でした。

議案第45号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

条例第36条の中にある特定利用教育というのはどのようなものかとの問いに対し、保育認定を受けた満3歳以上の子供が幼稚園を利用することの答弁でした。

議案第46号大治町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例については、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

主な質疑の内容を御報告申し上げます。

第3条の2項の2、3はどのように追加されたのかとの問いに、除外規定の明記がないものがあり、運用上は上位法令に基づいて運用しており問題はなかったが、法令整備の機会に追記したとの答弁でした。

議案第47号大治町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び大治町介護保険条例の一部を改正する条例については、全員賛成にて可決すべきものと決定しました。

質疑はありませんでした。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長の報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第43号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。議案第43号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例に反対します。

この条例改正案は、紙の健康保険証を廃止することを前提にしています。今年12日、岸田文雄首相は来年秋の紙の健康保険証廃止を決断しました。しかし、マイナンバーカードと一体化したマイナ保険証の利用は低迷しており、顔認証のエラーなど医療機関でのトラブルも多発しています。政府はマイナ保険証のメリットとうたう患者情報の活用も進んでいません。総点検により誤登録の誤りは正されたことになっています。しかし、一連のひもづけ誤りで目立ったのは手作業による人為的ミスです。手作業によるひもづけ作業は今後も日常的に行われます。そのため人為的ミスによる誤登録はなくなりませ

ん。たとえ誤登録されていても紙の健康保険証があれば被保険者がミスに気づくなどチェックができます。紙の健康保険証は残すべきです。よって、紙の健康保険証の廃止を前提としている議案第43号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例に反対します。以上です。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

4番後藤田議員。

○4番（後藤田麻美子君）

議案第43号大治町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論を行います。

今回の改正については、福祉医療費受給者の資格確認として令和6年秋から紙の保険証廃止に伴い、マイナンバーカードの独自利用を定め、保険加入状況等の確認を行うものでございます。住民の利便性の向上と行政の事務の簡素化につながると考えているものであります。よって、私は本議案に賛成するものであります。皆様の御賛同をお願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第43号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第44号大治町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第44号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第45号大治町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第46号大治町子ども医療費支給条例の一部を改正する条例についてを行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第46号は委員長報告のとおり可決されました。

ちょっと暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時24分 休憩

午前11時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号大治町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例及び大治町介護保険条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6、議案第48号から日程第11、議案第54号までを一括議題とします。

議案第48号から議案第54号について、予算決算常任委員長から報告を求めます。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

済みません、53号は別ですよね。

○議長（松本英隆君）

ごめんなさい、修正します。申し訳ありません。48号から52と54、53のほうをちょっと飛ばしていただくという形で、その後に53をちょっと順序が違いますが行っていきたいと思います。済みません、よろしく願います。

○予算決算常任委員長（若山照洋君）

予算決算常任委員会に付託されました事件について、会議規則第41条の規定により御報告いたします。

去る12月12日の本会議において、当委員会に審査を付託されました議案につきましては、12月14日に総務建設分科会、12月15日に文教厚生分科会を開いて審査を行い、本日、委員会の全体会を開き、各分科会委員長の審査報告を受けました。

その結果、議案第48号、50号、51号、52号、54号の5議案につきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

議案第49号につきましては、賛成多数で可決すべきものと決定いたしました。以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

これで委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

まず、議案第48号令和5年度大治町一般会計補正予算（第6号）の討論を行います。  
初めに、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第49号令和5年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。議案第49号令和5年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に反対します。

国民健康保険特別会計から一般会計に繰り出す5104万2000円に反対します。これに関しては政府が認めない赤字補填には当たりません。国民健康保険特別会計に残し、国民健康保険税の引き下げや少なくとも据え置き財源にすべきです。よって、議案第49号令和5年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に反対します。以上です。

○議長（松本英隆君）

続いて、原案に賛成の方の討論を許します。

7番三輪明広議員。

○7番（三輪明広君）

議案第49号令和5年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、賛成の立場から討論を行います。

今回の補正予算については、国民健康保険の財政を安定的に運営していくためには必

要な保険税や国庫支出金などで賄うことにより、国民健康保険特別会計の財政収支が均衡することが重要となり、今回の補正予算の一般会計繰出金は令和4年度の当初予算上は赤字補填となっておりましたが、精査した結果、国保税や国庫支出金等で賄うことができいております。法定外繰入金は国民健康保険の被保険者以外の税を充当しており、公平性の観点からも不要となっているものについては一般会計へ返還することが適切であると考えます。なお、国・県で定められた運営方針に基づき、適正に処理されておりますので、私は本議案に賛成するものです。皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 9名]

○議長（松本英隆君）

起立多数です。したがって、議案第49号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第50号令和5年度大治町介護保険特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第50号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第51号令和5年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、原案に反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第51号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第52号令和5年度大治町下水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。  
初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時34分 休憩

午前11時34分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第52号は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、議案第54号令和5年度大治町一般会計補正予算（第7号）の討論を行います。  
初めに、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。



[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第54号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第53号大治町道路線の認定についてを議題とします。

議案第53号について、総務建設常任委員長から報告を求めます。

○総務建設常任委員長（手嶋いずみ君）

総務建設常任委員会は12月14日に開会しました。本委員会に付託されました事件は、審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、会議規則第41条の規定により報告いたします。

議案第53号大治町道路線の認定についてにつきましては、全員賛成で可決すべきものと決定いたしました。

主な質疑の内容を報告いたします。

寄附採納後に不具合が見つかった場合、どういう対応をされるのかの問いに対して、開発事業者に対して補修は住宅等建築が全て完了するまでと協議しているため、寄附採納後でもそういった原因が見つければ開発事業者に補修をお願いするとの答弁でした。

以上で報告を終わります。

○議長（松本英隆君）

以上で委員長報告を終わります。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、原案に反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第53号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第55号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第55号大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年12月21日提出、大治町長。

この案を提出するのは、大治町特別職の給与改定に準じ、大治町議会の議員の期末手当を改定するためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第55号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第55号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。

議案第55号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第56号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第56号大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年12月21日提出、大治町長。

この案を提出するのは、特別職の国家公務員の給与改定に準じ、大治町特別職の期末手当を改定するためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第56号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第56号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。

議案第56号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第56号は可決されました。

日程第15、議案第57号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第57号大治町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町職員の給与に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年12月21日提出、大治町長。

この案を提出するのは、人事院勧告による一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、給料月額、期末手当及び勤勉手当を改定するためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[[なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第57号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第57号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。

議案第57号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第57号は可決されました。

日程第16、議案第58号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第58号大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について。

大治町パートタイム会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年12月21日提出、大治町長。

この案を提出するのは、常勤職員の給与改定に準じ、パートタイム会計年度任用職員の給与を改定するためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。ちょっと議案説明会でも少しお話をお聞きしましたが、期末手当など常勤職員が改定があった場合は条例上、パートタイム任用職員も同じように受けると。ただ、その遡及規定がなかったために第19条を入れたということでした。施行期日を見ますと令和5年4月1日ということになっていて、これは給料表の部分、また第19条に関しても施行期日を令和5年4月1日にしないと遡及しないのか。ちょっとそこら辺の給料表はわかるんですが、期末手当の遡及分、第19条ですね。これも施行期日の関係があるんでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

今回、19条を新たに追加しております。こちらの内容としましては常勤職員の給与改定がされた場合、あわせて改定の実施時期を含めてパートタイム会計年度任用職員も常勤職員の給与の改定にかかる取り扱いに準じて改定することを基本とするというか、国の通知に基づいて追加したものであります。今回、この規定を入れることによりまして給与改定の実施時期について、原則常勤職員と同様とすることを原則とするということを入れて、この規定をもって取り扱いの原則を明らかにする内容となっております。したがって、期末手当の改定時期につきましても常勤職員が令和5年4月1日から適用ということになりますので、パートタイム会計年度任用職員につきましても常勤職員

と同じく令和5年4月1日から適用という形になります。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

まだちょっとわからない点があるので教えていただきたいんですが、パートタイム会計年度任用職員、常勤職員の給与条例が変われば変わっていく。だから期末手当などは変わるんですが、ただ給料表も変えているということだから給料表は全くイコールではないですよね。だから給料表に関しては別途パートタイム任用職員、常勤職員の給料が変わっても別途変えなきゃいけないのか。自動的に変わるのか。そこら辺ちょっとどうなるのでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

今回のこのパートタイム会計年度任用職員のこの条例にはその会計年度任用職員の給料表は別表ということで別で定められております。したがって、常勤職員の条例に準じたものではございませんので新たに給与改定が行われるとそちらの改正の必要がございます。期末手当については、こちらの条例の第14条に常勤職員に準じて準用するといった規定がありますので、そちらの14条の規定をもって期末手当が改定されることになります。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第58号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第58号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第58号を採決します。

議案第58号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第58号は可決されました。

日程第17、議案第59号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第59号大治町使用料及び手数料条例の一部を改正する条例について。

大治町使用料及び手数料条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和5年12月21日提出、大治町長。

この案を提出するのは、戸籍法の一部改正により手数料を徴収する事務が追加されることに伴い、所要の規定の整理を行うためでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

議案説明会でちょっと説明いただいて理解できる場所もあったんですが、ちょっとわからない点を教えてください。

まず、3つの改正があるということで1つ目の戸籍除籍電子証明書提供用識別保護の発行とあります。これ紙媒体じゃない。PDFと言われた。紙媒体じゃないと思うんですが、今大体住民課で発行しているのは紙媒体のものが大部分でそこら辺どうやって発行していくのか。

もう1点は、ちょっと説明があったかもしれませんが、違う紙媒体についても新たにシステムの変更など必要なんですか。その2点をお聞きします。

○住民課長（立松 修君）

まず符号通知についてでございますが、符号通知は紙媒体で発行いたします。紙媒体でもってオンライン上でパスポートの申請を行っているものでございますのでお願いします。紙媒体で発行した符号通知に記載されている符号を用いてオンライン上で手続きをするというものでございます。

システムの改修については、こちらのほうは令和4年度にもうシステム改修のほうは

完了しておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（松本英隆君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午前11時54分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。電子証明提供用識別符号、こちら紙面での発行ということでこちらについて有効期限はございますでしょうか。もしくは提出先の行政機関のほうの提供された日からさかのぼって何カ月以内というような運用の規約に基づくものでしょうか。

○住民課長（立松 修君）

一応、今の現時点では国のほうから6カ月を予定しているということが示されております。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第59号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第59号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）



これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決します。

議案第59号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第59号は可決されました。

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時54分 休憩

午後0時04分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18、議案第60号令和5年度大治町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第60号令和5年度大治町一般会計補正予算（第8号）。

令和5年度大治町の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億918万6000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億8535万3000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5年12月21日提出、大治町長。

今回の補正の主な内容は、歳出におきましては、人事院勧告に基づく給与の改定等による人件費の補正を初め、総務費において減債基金積立金を3329万5000円増額し、民生費において、町内の障害及び介護施設に対する物価高騰対策支援として障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金として442万5000円、介護サービス事業所物価高騰対策支援金として285万円、低所得世帯向けの支援として住民税非課税世帯等物価高騰重点支援給付金事業費（追加給付分）として3億424万9000円計上し、物価高騰の影響を受けながらも児童に対して安定的な給食を提供している保育所等を支援するため、保育所等給食費軽減対策支援補助金を713万6000円増額し、町内の保育施設等に対する物価高騰対策支援として保育事業所等物価高騰対策支援金として120万円計上し、教育費において物価高騰により家計の負担がふえていることを鑑み、小中学生の保護者の負担を軽減するため小中学校給食費補助金を3865万4000円増額するものでございます。

歳入におきましては、普通交付税を7979万3000円増額し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金として116万9000円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として5738万円、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（低所得世帯支援枠）として3億214万9000円計上し、保育所等給食費軽減対策支援金を475万7000円増額し、財政調整基金繰入金を3606万2000円減額するものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

何点か質問させていただきます。1点目、ちょっと全体にかかわることですが、会計年度任用職員の分が増額で大分出ております。ちょっと条例改正のところでは聞けばよかったのかもしれませんが、10月1日から最低賃金が上がった関係で改正もされています。今回、給料表が最低賃金に比べてどれくらい低いところで上がってきているのかと。ちょっとそこら辺の説明をいただけるとありがたいと思います。

あと細かく何点かお聞きしたいと思います。7ページ8ページで普通交付税、ちょっと議案説明でもされたんですが、ちょっとわかりにくかったのでなぜこの時期で8000万近くあったのか、教えていただきたいと思います。

次、27、28です。真ん中より下側の障害福祉サービス事業所物価高騰対策支援金でございます。これは一つは資料をいただいておりますが、ここでちょっと対象事業者で同一の所在地、前もちょっとお聞きしたことあるかもしれませんが、同一の所在地。例えばちょっと固有名詞出して悪いかもしれませんが、社会福祉協議会なんかだといろんな事業をやっているも同一の事業所、同一の所在地です。そういう場合は一つとみなすのか。また、ちょっと隣同士とか離れたところでも住所在地、住所が違えば別個で扱うのか。同じ業種としても。そこら辺のことと、テレビや新聞報道などもちょっと問題になっている障害福祉事業所、グループホームさんがありますが、そういうところも対象になっているのか。ちょっと個別のことですがお聞きしたいと思います。

あと39ページ40ページ、小中学校給食費補助金でございます。ちょっと議案説明でも少しいただいたんですが、当初予算で町単独予算で小中1食当たり40円ということで補助した。3月までです。今回……、違いましたか。ちょっと違ったらまたそこら辺の最初、当初予算ではないですね。3月の補正予算で出してくれています。出されております。そこら辺の流れですね、ちょっとわかりにくいので1食当たり幾ら、それも町のお金なのか、国のお金なのか。そこら辺も説明をしていただきたいと思います。

また、この給食費、補助がふえていることはすごくいいことなんですが、それによって保護者負担が減っているのか、食材が上がっているからその分に充てているのか、そ

こちら辺の説明もお願いいたします。

○総務課長（佐藤友哉君）

ではまず1点目の会計年度任用職員増額についての御質問でございますが、当初令和5年4月1日の時点で1番多い会計年度任用職員ですと事務補助員という方になりますので事務補助員のもので説明させていただきますが、令和5年4月1日時点で時給にしますと1,006円だったのが、最低賃金愛知県の場合1,027円になりましたのでそれより直近上位のところを給料表を見るという規定がございますので、10月1日からは1,006円だったのが1,028円ということで22円アップしております。今回の改定ですとその1,006円から1,028円になった時給が1,085円ということになりますので、10月の1,028円から見ますと57円上がっているといったそういった上昇になっておりますのでよろしくお願いいたします。

○財政課長（富田伸司君）

普通交付税についての質問でございます。なぜこの時期に交付されたということでございますが、令和5年11月10日に閣議決定されました令和5年度国の補正予算第1号におきまして、交付税の増額補正がなされております。それに基づきまして令和5年12月8日付で愛知県知事より交付決定のほうが来ておりますのでよろしくお願いいたします。以上でございます。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

28ページの障害福祉サービス事業所の物価対策支援金の関係でございます。住所が異なれば別の事業所として取り扱います。

もう1点ですが、新聞報道がございました事業所につきましては対象外としておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。済みません、失礼しました。住所が一緒の場合でも事業所として別々で捉えられれば……

〔「許認可が違います」の声あり〕

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

はい、認可の関係で住所が同じでも事業所として指定されていれば、それは別々として捉えます。以上です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

給食費の補助でございます。3月に補正させていただいたときには1食当たり20円ということで行わせていただいております。こちらは町単独の事業となっております。今回補正予算計上させていただきましたものについては、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のほうを活用して行わせていただくものでございます。保護者負担がこれによって減るのかというお話ですが、今回保護者負担を軽減させるものということでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。まず会計年度任用職員の件で、この条例改正などで時給1,085円ということですが、これは条例改正の趣旨から4月1日から遡及するということで間違いないでしょうか。ですから、最初1,006円の部分に関しては79円ですか、1,028円になってからは57円になるのかな。そういうふうな遡及して支払うということではないのでしょうか。

また、ちょっともう1点は給食費の件ですが、1食当たり20円、3月補正で町単独でやってそれはそのまま残った上で、ちょっと議案説明会わかりにくかったのですが、1月から3月までなのか、10月から3月までなのか、80円それにプラスアルファなのか、結果として80円なのか。そこをちょっともう少し説明をいただきたいし、この20円に関しては町単独はそのまま残っているのか。お願いしたいと思います。

○総務課長（佐藤友哉君）

まず1問目の質問で会計年度任用職員の給与改定、令和5年4月1日から適用となります。したがって、今までお支払いしていた分は改正条例の中の附則にも規定しておりますが内払いということで、残りの差額については今後調整額という形でお支払いさせていただく形になりますので差額としてお支払いしますのでよろしく願いいたします。以上です。

○学校教育課長（太田悦寛君）

給食費についてでございます。町単独の20円は1年間そのままということで、そこに加えて4月から9月までが1食当たり40円の9月までの分として1食当たり40円の5カ月分。10月から3月につきましては、1食当たり80円の6カ月分ということで保護者さんに負担軽減を行うという形で今回は行うものでございます。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

5番鈴木康友議員。

○5番（鈴木康友君）

5番鈴木康友です。まず20ページ、減債基金積立金ということでこちら各年度予算の範囲内において定めていくということでこちらについての算出根拠についてお伺いできればと思います。

先ほどほかの議員も質問されてみえましたが、39、40ページ、給食費補助金ということで負担減はもちろんわかりました。それは実際に生徒さん方の保護者さんがお支払いする金額が下がっているのか、上がっているのか。物価高騰においてこれだけの補助率がふえた分を吸収して、結局支払う金額は変わらないのかということがちょっと見えず

らいので、今の保護者さんのお支払いしている金額。年度初めの金額から幾ら上がっているのか、下がっているのか。または補助金を足すことによって変更せずに負担がふえていないよというふうに認識すればいいのかというのがちょっとわかりづらいので、そのあたりを説明していただければと。

○財政課長（富田伸司君）

減債基金積立金の算出根拠でございますが、こちらは今回普通交付税で内訳で臨時財政対策債の償還基金費分ということで3329万5000円入ってきております。その算出根拠ですが、令和6年度及び令和7年度分の臨時財政対策債の元利償還金の2分の1の分を積み立てるとということで交付税のほうが入ってきておりますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

○学校教育課長（太田悦寛君）

給食費についてでございます。今回行う補助については4月までさかのぼって、保護者様がこれまでに支払われた給食費を減額するというような形になります。こちらをお金を還付するわけではなくて、今後集める給食費などの学校で集金があるものと相殺していくという形で補助のほうを行ってまいります。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

11番吉原議員。

○11番（吉原経夫君）

済みません、3回目です。総務課長にお聞きしますが、4月にパートタイム会計年度任用職員の給与の件で4月にさかのぼって返していくということで内払い、今まで支払ったのは内払いということですから、ということはちょっと該当者あるかどうかわかりませんが、これは常勤職員でも同じですが途中退職した場合でもその勤務しているところまでは内払いということだからさかのぼって支払うという解釈でいいんでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

議員のおっしゃるとおり、退職した職員に対しても支払いをしていくことになります。以上です。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

3番手嶋いずみ議員。

○3番（手嶋いずみ君）

3番手嶋いずみです。資料のほうの非課税世帯物価高騰重点支援給付事業のことなんです。均等割のほう、住民税均等割のみの課税世帯に対しては2月から3月に支給予定だとおっしゃっていましたが、住民税非課税世帯の7万円給付に関して、報道等では少しでも早く支給されるようにというようなことを聞いておりますが、大治町ではい

つごろが支給予定になっておりますでしょうか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

ただいまの御質問ですが、10万円給付と子供1人当たり5万円、こちらの給付のまだ詳細が国のほうから来てございませんが、例えば7万円を1月に払って、残りをまあ2月3月ということはとても事務も煩雑化しますし、なるべく一度で国から通知が来ましたら即座に給付事務に取りかかれるように事務はとり行っていきたいと考えております。ただ、いつごろかというのはちょっとまだ確定なことは申すことはできませんのでよろしく願いいたします。

○議長（松本英隆君）

他にございませんか。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第60号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第60号を採決します。

議案第60号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第60号は可決されました。

日程第19、議案第61号令和5年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第61号令和5年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

令和5年度大治町の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億233万8000円とする。

第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和5年12月21日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、歳出におきましては、会計年度任用職員の報酬等を36万4000円増額するものでございます。

これらの財源として、一般会計繰入金を充てるものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第61号は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第61号を採決します。

議案第61号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第61号は可決されました。

日程第20、議案第62号令和5年度大治町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

議案第62号令和5年度大治町下水道事業会計補正予算（第3号）。

令和5年度大治町の下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出の予算額の総額に15万円を追加し、資本的収入総額を4億2931万5000円に、資本的支出総額を5億3506万6000円とする。令和5年12月21日提出、大治町長。

今回の補正の内容は、資本的支出におきましては、人事院勧告に伴う給料の補正等として下水道事業費15万円を増額するものでございます。

資本的収入におきましては、一般会計補助金を15万円増額するものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています議案第62号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第62号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決します。



議案第62号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、議案第62号は可決されました。

日程第21、同意議案第16号監査委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（村上昌生君）

同意議案第16号監査委員の選任について。

大治町監査委員に次の者を選任したいので同意を求める。令和5年12月6日提出、大治町長。

この案を提出するのは、住田昭敏委員が令和5年12月31日をもって退職することに伴い、新たに委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求めるものでございます。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[[なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっています同意議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[[異議なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています同意議案第16号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

[[なし]の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから同意議案第16号を採決します。

同意議案第16号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、同意議案第16号は同意することに決定いたしました。

日程第22、発議第5号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○6番（鈴木 満君）

発議第5号義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める意見書の提出について。

上記の意見書案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。令和5年12月6日提出、提出者大治町議会議員鈴木 満。

これは子供たちが全国どこに住んでいても均等に一定水準の教育が受けられることが憲法の上の要請であります。しかし、三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の国庫負担率は2分の1から3分の1に引き下げられたままであります。自治体の財政は圧迫されています。教育の機会均等と水準確保のため、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率を2分の1へ復元することを国に強く要望します。

そこで、義務教育費国庫負担制度の堅持とともに国庫負担率2分の1への復元に向けて十分な教育予算を確保されるよう強く要望するものです。

内閣総理大臣・内閣官房長官・文部科学大臣・財務大臣・総務大臣に対し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。皆様の御賛同をよろしく願います。

○議長（松本英隆君）

これから質疑を行います。

質疑のある方、どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております発議第5号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第5号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

発議第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立 全員〕

○議長（松本英隆君）

起立全員です。したがって、発議第5号は可決されました。

日程第23、大治町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

まず、大治町選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員の選挙方法については、地方自治法第118条第2項により、指名推選にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には松木田 毅さん、加藤敏雄さん、濟田美恵子さん、東川 隆さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名した方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名をいたしました、松木田 毅さん、加藤敏雄さん、濟田美恵子さん、東川 隆さん、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

〔「議長、ちょっと暫時休憩をお願いしたいんですが」の声あり〕

○議長（松本英隆君）  
暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~  
午後0時36分 休憩
午後0時37分 再開
~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（松本英隆君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、大治町選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙管理委員補充員の選挙方法については、地方自治法第118条第2項により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

選挙管理委員補充員には、浅野訓江さん、野村 守さん、川添京子さん、松永康義さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました、浅野訓江さん、野村 守さん、川添京子さん、松永康義さん、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま指名しました順にしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（松本英隆君）

異議なしと認めます。したがって、補充の順序はただいま指名した順序に決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。

これで令和5年12月大治町議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時39分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 松 本 英 隆

署名議員 三 輪 明 弘

署名議員 若 山 照 洋